

3食産第1189号
令和3年6月11日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省食料産業局長

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号
(種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件)の一部を改正する
告示の施行について (通知)

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第36号)及
び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件(農
林水産省告示第1002号)が令和3年6月10日付けでそれぞれ公布・施行されました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について
御配慮方よろしく申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省食料産業局知的財産課
電話：03-3502-8111 (内線4294)
担当：柚木

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年6月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第一は、その区分及びこれに属する農林水産植物を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第5条に基づき、規則別表第二において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、出願品種の品種登録特性審査に対応するため、規則別表第一の「植物の区分」及び別表第二の「植物の種類」の追加等を行う。

2 改正の内容

(1) 植物について定める区分の追加等（規則別表第一関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分及び各区分に属する植物の追加や植物の変更等の改正を行う。

(2) 出願品種の属する植物の種類追加等（規則別表第二関係）

今般、新たな植物の品種登録出願があったこと等に対応するため、植物を新たに追加するほか、既に規定されている植物の学名又は和名の変更等の改正を行う。

3 施行日

令和3年6月10日

種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件 の一部を改正する告示の概要

令和3年6月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

(1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。これを受けて、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）において、当該「重要な形質」を定めている。

(2) 今般、

- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること
- ② 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等の必要性に応じて、植物新品種保護国際同盟が定める審査基準の国際的な標準（以下「UPOVテストガイドライン」という。）に準拠するための見直しが必要であること
※ 我が国では、UPOVテストガイドラインに準拠した審査基準の整備について、既登録品種への影響の有無を確認するとともに、出願実態などの必要性を勘案しつつ、平成19年度から順次進めている（現在180種類を整備済み。今後も引き続き整備を進める。）。
- ③ 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること
から、本告示について所要の見直しを行う。

2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める2区分について重要な形質を新設。
- ② UPOVテストガイドラインに準拠するための見直しが必要であると認められる4区分の重要な形質について改正。
- ③ 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる8区分の重要な形質について改正。

3 施行日

令和3年6月10日

「重要な形質」を新設又は改正する区分

1 新設される区分

	区 分
1	ダットンソバ
2	トウゴマ

2 UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

	区 分
1	アジサイ
2	しいたけ
3	シソ
4	コムギ

3 審査の運用結果を踏まえて改正する区分

	区 分
1	あらげきくらげ
2	えのきたけ
3	カンゾウ
4	ぶなしめじ
5	レタス
6	稲
7	ニヨウマツ
8	小豆